

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年1月21日)

【件名】

- 1 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画について
(障がい福祉課) . . . 2
- 2 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について
(県立図書館・障がい福祉課) . . . 3
- 3 県内高齢者施設における新型コロナウイルスのクラスター発生及び今後の対応について
(長寿社会課) . . . 5
- 4 新型コロナウイルス感染症への対応について
(健康政策課) . . . 別冊
- 5 令和3年度国民健康保険事業費納付金等の算定について
(医療・保険課) . . . 6

福祉保健部

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画について

令和3年1月21日
障がい福祉課

「鳥取県アルコール健康障害対策推進計画」（平成28年度から令和2年度までの5年間）については、ギャンブル等依存症対策基本法の施行、関係団体の取組などを踏まえ、鳥取県精神保健福祉医療協議会（部会：鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議）において、当事者や関係団体等の意見を伺いながら、新たに薬物・ギャンブル等依存症に関する対策及び多重依存への対応を加えた計画として充実させることを検討しており、今後パブリックコメントを実施し、令和2年度中の改定を予定しています。

1 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画（素案）の概要

(1) 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 計画の趣旨

- ・アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づく計画
- ・アルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症について、それぞれの特性等を踏まえ、関係機関・自助グループ等と連携し、発生予防、進行予防、再発予防の各段階に応じた取組を推進する。

(3) 改定のポイント

①治療及び相談支援体制の充実

- ・アルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症の専門的な医療を提供できる医療機関（専門医療機関）を圏域ごとに設置する。
- ・アルコール健康障害の普及啓発、相談に加え、薬物・ギャンブル等依存症や家族相談にも対応できるよう、当事者やその家族等を「アルコール健康障害・各種依存症普及啓発相談員」（以下「普及啓発相談員」という。）として育成し体制の充実を図る。

②アルコール健康障害の発生予防の強化

- ・発生予防のため、健康診断結果を踏まえ、ハイリスクの飲酒となる手前の段階で助言等の簡易的な介入や相談機関等につなげていくよう健康保険関係団体等と連携して取り組む。

③家族支援の充実

- ・圏域ごとに実施する依存症家族教室等について、普及啓発相談員と協働して実施するほか、自助グループ等の取組について情報提供し、その活用につなげていくなど取組の強化を図る。

④薬物・ギャンブル等依存症に関する対策の追加

- ・薬物依存症について、学校教育や鳥取県薬物濫用対策計画に基づく取組と連携した教育・啓発を行うとともに、支援拠点機関（渡辺病院）や民間回復支援施設（鳥取ダルク）等と連携して支援を行う。
- ・ギャンブル等依存症について、教育・啓発や不適切な誘引の防止等の取組を行うとともに、支援拠点機関（渡辺病院）や多重債務問題相談機関等（消費生活センター等）と連携して支援を行う。

⑤多重依存（クロスアディクション）への対応

- ・アルコール・薬物・ギャンブル等のいずれかの依存症から、回復の過程で別のものへ依存対象が移行し、同時に複数のものに依存する多重依存（クロスアディクション）の問題に対して、新たに、特定の依存症に係る相談支援等の機会を捉えた予防教育や支援拠点機関（渡辺病院）等と自助グループ等とが連携し、多重依存が疑われる方を早期に発見し、適切な治療や支援につなげていくなどの取組を行う。

2 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議の概要

県が推進するアルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症等に関する対策について検討及び進捗確認を行うことを目的として開催。

（委員構成）鳥取大学医学部、渡辺病院、鳥取県医師会、鳥取県病院協会、鳥取県薬剤師会、鳥取県断酒会、鳥取ダルク、GA鳥取グループ、酒類・遊技業関係団体、介護・民生団体、医療・福祉関係者、行政機関

3 今後のスケジュール（予定）

| | |
|---------------|------------------------------|
| 令和3年2月上旬～2月下旬 | パブリックコメントを実施 |
| 3月上旬 | 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議（第3回）の開催 |
| 3月下旬 | 計画改定 |

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について

令和3年1月21日
県立図書館・障がい福祉課

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月28日に公布・施行され、国において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が令和2年7月14日に策定されました。本県においても、国の計画を勘案し、鳥取県における視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する計画を策定することとしました。本計画は、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会を開催して、当事者や関係団体から意見を聴取するとともに、今後パブリックコメントを実施し、令和2年度中の策定を予定しています。

1 県計画の概要（案）

＜計画の期間＞ 令和3年度から令和7年度まで

＜基本的な方針＞

- 1 視覚障がい者等が利用しやすい（以下「アクセシブルな」という。）電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
 - ・アクセシブルな電子書籍等（音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書（※1）、オーディオブック、テキストデータ等）について、点字図書館等により製作される電子書籍等の普及を図る。
 - ・視覚障がい者等のニーズを踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。
- 2 アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
 - ・県立図書館、市町村立図書館、ライトハウス点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実し「量的拡充」を図る。
 - ・アクセシブルな書籍等を県内の視覚障がい者等に届けるため、県内の図書館ネットワークを活用するなどし、製作されたアクセシブルな書籍等の共有を図る。
 - ・音訳の技術向上等、製作従事者への研修等を行い、アクセシブルな書籍等の「質の向上」を図る。
- 3 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮
 - ・読書環境整備の推進に当たり、視覚障がい者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

※1 デイジー(DAISY)とは、Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。

＜施策の方向性＞

- ・視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等（アクセシブルな書籍等の充実、円滑な利用のための支援の充実）
- ・インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- ・特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援
- ・端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術(ICT)の習得支援
- ・製作人材・図書館サービス人材の育成等

＜具体的な指標＞

- ・アクセシブルな書籍等の所蔵数及び貸出数、点訳音訳奉仕員の数 等

2 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の概要

(1) 委員会の概要

県の計画策定の参考とするため、当事者や関係団体等の意見を聴取することを目的として開催。

（委員構成）図書館関係団体、障がい当事者団体、特別支援学校、音訳・点訳実施団体、行政機関 等

(2) 協議会での主な意見

- 第1回（令和2年12月1日（火）開催）
 - ・アクセシブルな書籍等（点字図書、デイジー図書 等）を製作する人材の育成が必要。
 - ・計画が必要な人に伝わるよう、周知を進めて欲しい。
- 第2回（令和3年1月14日（木）開催）
 - ・製作人材の確保をボランティアのみに頼ることなく進めてほしい。
 - ・具体的な周知方法を計画に盛り込んでほしい。

3 今後のスケジュール（予定）

- 1月下旬～2月中旬 パブリックコメントを実施
- 3月上旬 第3回協議会
- 3月下旬 計画策定

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

- ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）
 - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
 - ・円滑な利用のための支援の充実
 - ・点字図書館における取組の促進 など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
 - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
 - ・関係者間の連携強化 など
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）
 - ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
 - ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
 - ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など
- ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）
 - ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
 - ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
 - ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）
 - ・相談体制の整備 など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
- ⑦情報通信技術の習得支援（15条）
 - ・講習会・巡回指導の実施の推進 など
- ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条）
- ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日：公布の日

県内高齢者施設における新型コロナウイルスのクラスター発生及び今後の対応について

令和3年1月21日
長寿社会課

県内高齢者施設における新型コロナウイルスのクラスター（感染者集団）発生を受けて、本県は、令和3年1月6日、鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例に基づき、当該施設に対して、施設の安全が確認されるまでの間の事業停止を要請するとともに、鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チームによる点検調査の現地の受け入れ、指導助言に従うことを併せて要請しました。

1 クラスターの概要

令和3年1月4日、照陽の家において1人目の感染者が確認され、その後の検査で同施設の利用者・職員の接触者、併設する保育園職員とあわせて15名の感染が確認されました。

(1) 施設名

ア 照陽の家（看護小規模多機能型居宅介護事業所、米子市角盤町3-124-3）

イ ひなたぼっこ保育園（米子市認可小規模保育事業、住所は同上）

(2) 運営法人（有）ケアサービス米子（米子市両三柳267）

(3) 感染者の発生状況

| | 照陽の家 | | ひなたぼっこ保育園 | |
|------|------|----|-----------|----|
| | 利用者 | 職員 | 園児 | 職員 |
| 感染者数 | 7名 | 7名 | 0名 | 1名 |

※上表のほか、照陽の家の利用者の接触者3名、職員の接触者2名に感染確認

2 専門家チームによる点検調査の概要

(1) 日時 令和3年1月6日（水）午後2時～3時30分

(2) 場所 照陽の家、ひなたぼっこ保育園

(3) 鳥取県新型コロナウイルス対策専門家チームの点検者

ア 感染管理認定看護師 荻 幹 氏（米子医療センター）

イ 感染管理認定看護師 中村 広大 氏（鳥取大学医学部附属病院）

(4) 点検調査結果の概要

感染予防対策について、現地において改善を指示した。

○ コロナ陽性者発生後の施設内消毒（消毒液の濃度等）は適切に行われていた。

○ 普段の施設内消毒（消毒頻度等）、換気は適切に行われていた。

○ マスク未着用の利用者に対応する職員は、感染リスク軽減のため、マスク着用に加えて、ゴーグル等で目も防護すること。

○ デイルームについて、利用者が座る椅子間の距離が近くなるよう、適切に距離を確保する、アクリル板設置等の検討を行うこと。

○ 職員休憩室において、食事中は会話を控えること。また、会話時はマスクを着用した上で、密集せず、適切な距離を確保すること。

3 点検調査結果を受けた県の対応方針

(1) 上記点検調査時に改善を指示した項目については施設監査等により対応状況を確認する。

(2) 各市町村及び県内全ての介護施設に対して、感染防止対策の徹底を再周知するとともに、入所系介護施設を中心に、希望施設に対する現地指導を実施する。

(3) 高齢者施設の感染予防・拡大防止基準等を定めた県独自のガイドラインを策定する。

令和3年度国民健康保険事業費納付金等の算定について

令和3年1月21日
医療・保険課

- 平成30年度からの国保制度改革に伴い、都道府県も市町村と一緒に国保の財政運営を担う役割が付加されることとなり、県が保険給付に必要な額を交付する代わりに、市町村は県に対して国保事業費納付金（以下「納付金」という。）を納付するという仕組みとされている。
- 令和2年12月末に国から示された納付金等の算定に必要な確定係数に基づき、令和3年度の納付金等を算定したことから、その結果を報告する。

1 納付金等の算定結果

県全体の納付金額 約137.7億円（前年度比 約14.4億円の減）

【市町村別の納付金額】

| 市町村 | 被保険者数 推計（人） | 医療費 指数 | 納付金額（円） |
|---------------|----------------|-----------|----------------|
| 鳥取市 | 35,642 | 1.0058 | 4,370,478,029 |
| 米子市 | 26,565 | 1.0292 | 3,359,291,722 |
| 倉吉市 | 10,033 | 0.9676 | 1,218,086,354 |
| 境港市 | 6,057 | 1.1638 | 797,122,311 |
| 岩美町 | 2,644 | 1.0828 | 315,749,857 |
| 八頭町 | 3,552 | 0.9954 | 392,810,547 |
| 若桜町 | 652 | 1.1368 | 78,110,068 |
| 智頭町 | 1,549 | 0.8932 | 166,063,834 |
| 湯梨浜町 | 3,458 | 1.0142 | 427,855,076 |
| 三朝町 | 1,445 | 1.0881 | 166,104,673 |
| 北栄町 | 3,835 | 0.9612 | 515,350,897 |
| 琴浦町 | 3,781 | 1.0787 | 501,621,798 |
| 南部町 | 2,200 | 1.0638 | 269,987,530 |
| 伯耆町 | 2,499 | 1.0802 | 275,239,387 |
| 日吉津村 | 677 | 1.0611 | 87,680,167 |
| 大山町 | 4,161 | 1.0435 | 539,862,057 |
| 日南町 | 1,032 | 1.1603 | 149,888,291 |
| 日野町 | 668 | 1.0359 | 71,497,896 |
| 江府町 | 547 | 1.3038 | 67,794,393 |
| 合計 （または平均） | 110,997 | 1.06132 | 13,770,594,887 |

（参考）

| 標準保険料率の 算定に必要な保 険料総額（円） | 保険料等で集め るべき1人当 たり額（円）（市町 村繰入なし） |
|-------------------------------|--|
| 3,756,994,749 | 105,617 |
| 2,920,500,254 | 107,270 |
| 988,682,264 | 95,356 |
| 660,107,859 | 104,547 |
| 268,357,209 | 101,220 |
| 335,155,224 | 96,567 |
| 74,671,298 | 105,037 |
| 139,604,401 | 85,651 |
| 381,854,112 | 114,152 |
| 139,543,590 | 97,122 |
| 473,197,678 | 132,874 |
| 446,028,616 | 120,470 |
| 238,405,864 | 111,339 |
| 258,364,675 | 105,613 |
| 84,391,794 | 132,596 |
| 469,233,159 | 115,953 |
| 140,964,313 | 140,139 |
| 61,211,053 | 91,997 |
| 52,989,878 | 94,259 |
| 11,890,257,990 | 106,870 |

（注）

- ・納付金額の算定方式は、資産割を除く3方式（所得割・均等割・平等割）で算定したものの。

2 令和3年度納付金の主な概要

(1) 納付金額について

納付金算定の基礎となる令和3年度の診療費総額の推計値について、令和元年度までの実績値をもとに、被保険者総数が減少傾向にあること、及び医療費の水準が高い70歳以上の団塊の世代の一人当たりの医療費が減少傾向にあることを勘案し、前年度の推計値より診療費総額が減少するものと推計した。また、県に入ってくる前期高齢者交付金が前年度と比較し増加する見込みであること及び過年度の決算剰余金を納付金の減算のために充てたことなどにより、県全体の納付金額が14.4億円程度減少する見込みとなり、前年度と比較し9.5%の減額となった。

令和2年度 納付金：約152.1億円

令和3年度 〃：約137.7億円 約14.4億円減（約9.5%減）

(2) 算定の条件について

- 納付金算定のルールについては、市町村と協議しながら合意を得て進めている。
- 特に、医療費指数反映係数 α の取扱いについては、保険料水準平準化の議論と合わせて、逡減実施時期等について引き続き市町村と協議中のため、令和3年度は今年度と同様に医療費指数を反映する（ $\alpha = 1$ ）ことで市町村の了承を得た。
- また、国保運営協議会でも医療費指数の取扱いなど、納付金算定のルールについて了承を得た。

(3) 激変緩和措置について

令和3年度の激変緩和措置財源約3億円のうち、平成29年度に比べ一人当たり保険料が年1.5%を超えて増加する市町村に対し、約1.3億円の激変緩和を実施し、残り1.7億円は県全体の納付金基礎額から減算した。

3 今後の市町村における事務の流れ

1の納付金額を基に、市町村がそれぞれ算定方式や予定収納率、市町村に直接交付される公費、また、繰越金や市町村財政調整基金からの繰入等を総合的に勘案して、保険料率を決定、賦課・徴収することとなる。